

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東温市長 加 藤 章

市町村名 (市町村コード)	東温市 (38215)
地域名 (地域内農業集落名)	井内地区 (井内下、井内西、井内中、井内上)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月27日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

中山間地域であるため、鳥獣被害が著しく集落全体での対策が必要。
中山間地域で狭小農地が多いため大規模化が難しく、高齢化と人口減少により担い手が不足している。
農事組合法人サンライズいうちを設立したが、人手不足により思ったような経営ができていない。後継者育成が急がれる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

棚田で作られた独自のブランド米の販売に取り組んでいる。
シキミの産地として認知されているが、高齢化により生産量は減少している。法人組織により産地の維持に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	106 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	106 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、保全・管理を行う区域については具体的な取組が計画された場合に設定していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農事組合法人及びIターン、Uターン等による新たな担い手や、定年退職後の就農者へ農地を集積する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
中心経営体へ農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地を機構に貸し付けていく。 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、地元の農業委員、農地利用最適化推進委員に相談するほか、担い手の探索を地元農業関係者を行うなど、機構を通じた中心経営体への貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
当該地区は既に大部分の農地において基盤整備が図られているものの未だ狭小な農地が多い。集約化のためにはさらなる基盤整備が必要だが、担い手が不足しており、現状のまま農地の活用を模索している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
Iターン、Uターン等による新たな担い手の確保が必要。また、定年退職後の地元出身者の就農や地元農家の子弟の就農を地域で支援する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現状としては特段の取組に至っていない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他
【選択した上記の取組方針】									